

平成 24 年 10 月 26 日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきましては、平成 24 年 9 月 30 日まで期間を延長し、同年 10 月 1 日以降の取扱いにつきましては、追って連絡することとされておりましたが、今般、その取扱いについて条件付きで平成 25 年 3 月 31 日まで期間を延長する旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、検討の参考とする為、各都道府県厚生局において、保険医療機関に対して利用している措置の状況の詳細等が確認される予定になっております。

記

- 1 平成 24 年 10 月以降の診療報酬の特例措置の取扱いについては、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日まで期間を延長する。
- 2 岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関においては、入院期間が 180 日を超える患者について、地方厚生局長に届け出た場合であって、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は 180 日を超える日以後の入院にかかる選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われなかったとする特例については、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関に限り、特例取扱い期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長する。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下 拓郎
会長 蒲池 壽

平成24年10月2日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協における議論において、平成24年9月30日まで期間を延長し、同年10月1日以降の取扱いにつきましては、追って連絡することとされておりました。

平成24年9月19日開催の中医協総会におきまして、厚生労働省事務局より、「東日本大震災に伴う診療報酬等の特例措置の利用状況について（調査結果）」の報告があり、平成24年10月以降の特例措置の取扱いについて検討を行った結果、原則として、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成25年3月31日まで6か月間、期間を延長することとなり、別添のとおり厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、平成25年4月1日以降の取扱いについて検討する際の参考とするため、各都道府県厚生（支）局において、保険医療機関に対して利用している措置の状況の詳細等を確認することを予定しております。

また、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関においては、東日本大震災の影響により、やむを得ず入院が長期化し、入院期間が180日を超える患者について、保険医療機関が患者ごとに『別紙様式』に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局長に届け出た場合であって、当該患者の自宅が倒壊している場合等、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は180日を超える日以後の入院にかかる選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われないこととする特例については、原則として、平成24年9月30日時点で利用している保険医療機関に限り、平成24年9月30日までの特例取扱い期限を平成25年3月31日まで延長されることとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等について

（平 24.9.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡

平成 24 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
保険診療の取扱いの期間等について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の発生以降、保険診療や診療報酬の取扱いについては事務連絡で示してきたところであるが、その取扱いの期限等については下記の通りとするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間について（平成 24 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）」は平成 24 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

- 1 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間について（平成 24 年 3 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）」の 1、及び 2 に示した保険診療等の取扱いは、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日までの取扱いとする。
- 2 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第 2 条第 7 号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（平成 24 年厚生労働省告示第 134 号）」で示した 180 日を超える入院について、選定療養の対象とはしないこととする特例については、平成 24 年 9 月 30 日までの取扱いとな

っていたが、平成 25 年 3 月 31 日までの取扱いにすることを別途告示する。

なお、上記 1 と同様、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみの取扱いとする。

- 3 平成 24 年 9 月 19 日に行われた中央社会保険医療協議会において、委員より、特例措置の利用状況について詳細な調査を行うこと等の指摘があったことを踏まえ、今後、平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについて検討する際の参考とするために、各都道府県厚生（支）局において保険医療機関に対して、利用している措置の状況の詳細等を確認していただくことを予定しているが、詳細については、追って連絡する。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746